

有料職業紹介事業（人材紹介・紹介予定派遣） に関する明示事項

職業安定法第 32 条の 13 及び則第 24 条の 5 の規定に基づき、取扱職種の範囲等を次のとおり明示します。

●取り扱うべき職種の範囲とその他業務の範囲

- 当社の取扱職種の範囲は、全職業（港湾運送業務、建設業務を除く）です。
- 当社の取扱地域の範囲は国内全域です。

●手数料に関する事項

- 求職の皆さまからは一切費用を頂きません。
- 求人の方の求人受付の際は、一切申し受けません。
- 就職が決定しましたら、求人の方へ、紹介手数料として当該求職者の年間賃金の 50% を限度とする額を申し受けます。

●返戻金制度に関する事項

- 当社は、求人の方から徴収した紹介料の返戻金制度を設けております。
- 採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職及び休職した場合
または本人の責に帰する事由により解雇された場合
乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還します。
但し、紹介予定派遣の場合、及び採用決定者に対する労働条件が
本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する場合は、返金は致しかねます。
- 返金料率については退職、解雇が
入社後 1 ヶ月未満の場合：本件報酬の 50%
入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の場合：本件報酬の 30%
入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合：本件報酬の 15%
入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満の場合：本件報酬の 10% です。

●求職者・求人者の情報に関する事項

- 取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合はその請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは当該請求が客観的事実に合致するときは遅滞なく訂正を行います

●苦情処理に関する事項

- 苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知します

●各種取扱者、責任者

- 求人者情報・個人情報の取扱者、並びに苦情処理の責任者は下記のとおりです
職業紹介責任者 馬場弘行
- その他、業務についてご不明な点は、担当にお尋ねください